

**⚠️ ご注意ください
互助会の給付金等の送金口座を変更するとき**

お問い合わせ ☎
互助会 043-223-4119

互助会からの給付金や退職慰労金の受け取りには、“短期給付送金口座”を使用していますが、送金口座を変更した場合、**反映に2ヶ月ほどかかる**ため旧口座へ送金されることがあります。
また、送金口座の「名義相違」や「解約済」等の理由から、『給付金決定通知書』でお知らせしている日に送金できない場合があります。

知っていますか？入院費補助金

お問い合わせ ☎
互助会 043-223-4119



互助会の短期給付事業に“入院費補助金”があります。
請求不要で、入院した会員および被扶養者に下記の補助金額を自動給付しています。

- ◆補助金額◆
会員 500 円／日、被扶養者 300 円／日（事業年度内を通算して 180 日まで）

- ◆注意事項◆
地方自治体等からの補助（公費負担）がある場合は、給付の対象になりません。
また、組合員証を使用せずに入院した等、特別の場合は手続きが必要となりますので、互助会ホームページを確認してください。

互助会の給付は会費免除者も請求できます！

お問い合わせ ☎
互助会 043-223-4119

互助会の給付金等（人間ドック補助、予防接種補助を含む）は、育児休業や無給休職で会費を免除されている会員も請求できます。
時効は3年（互助会に書類が到着した日）ですので、忘れずにお手続きください。

あっせん提携企業と福祉施設指定の変更について

お問い合わせ ☎
互助会 043-223-4119

各種あっせん事業と福祉指定施設に一部に変更があります。ご利用を検討されている方はご注意ください。

◆各種あっせん事業

項目	企業名称	変更事項 ・ 変更日
住宅資金	㈱三菱UFJ銀行	協定解約 令和3年3月31日

◆福祉指定施設

都道府県名	施設名	変更事項 ・ 変更日
千葉県	国民宿舎 白子荘	指定解除 令和3年3月31日